

地震時

	基準	体制をとる部(班)	主な活動内容	災害対策本部
準備体制	市内で震度3の地震を観測した場合	①危機管理室(コミュニティ班含む) ②建設部 ③経済部 ④消防部 ⑤必要に応じて各施設管理者	地震に関する情報収集	①設置しない ②危機管理室長は、総務部長 ③危機管理室次長は、危機管理課長、総務課長、企画政策課長、シティープロモーション課長、市民協働課長
第2警戒体制	①市内で震度4又は5弱の地震を観測した場合 ②市長がこの体制を命じた場合	①危機管理室長、みずなみ未来部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長、教育委員会事務局長、消防長 ②【危機管理室】全員、コミュニティ班 ③【みずなみ未来部】生涯学習班、スポーツ文化班 ④【健康福祉部】社会福祉班、子ども家庭班、高齢福祉班、健康づくり班 ⑤【経済部】農林班、清掃班 ⑥【建設部】全班 ⑦【教育委員会】教育総務班、学校教育班、 ⑧【消防部】全班 ⑨必要に応じて各施設管理者 ⑩市長が指示する班(地震の場合は、各施設管理者) ※勤務時間外の参集連絡は、各班長を通じ電話で連絡をする。	①【危機管理室】各種地震情報の収集と連絡、各班の参集状況の確認、第1非常体制の移行、災害対策本部設置の準備、広報車両の準備(コミュニティ班)避難所開設準備、消防団拠点室の提供準備 ②【みずなみ未来部】(生涯学習班・スポーツ文化班)文化施設の被害調査 ③【健康福祉部】(社会福祉班)社会福祉施設の状況調査、避難所の開設準備(子ども家庭班)児童福祉施設の状況調査、避難所の開設準備(高齢福祉班)高齢者施設等の状況調査、避難所の開設準備(健康づくり班)医療衛生施設の状況調査 ④【経済部】(農林班)防災ダム、ため池、農業関連施設等情報収集(清掃班)可燃物焼却施設及び不燃物最終処分場の点検(地震時のみ) ⑤【建設部】河川水位情報収集等 ⑥【教育委員会】(教育総務班)教育施設の避難所開設準備(学校教育班)教育総務班支援	①設置しない ②勤務時間外にこの体制への移行が必要な場合、危機管理室長に連絡し危機管理室次長の指示により本体制をとる ③班長が必要な班員を招集し体制をとる ④震度4以上は防災行政無線が自動放送される
第2非常体制	①市内で震度5強以上の地震を観測した場合 ②市長が必要と認めた場合	全職員 ※勤務時間外の第2非常体制の参集連絡は、緊急職員参集メールにて通知する	①資料集「災害対応の組織・事務分掌」3.「災害警戒体制・災害対策本部の事務分掌」に定める任務分担の適切な遂行	①災害対策本部設置 ②動員可能な職員全員が体制につく ③現地対策本部は災害対策本部長の判断で必要に応じて設置する